

各位

全3ページ
登録速報(2022-114)
2022年 3月23日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部 普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。
適用拡大登録年月日：2022年3月23日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第24517号

名称：ブーンアレス箱粒剤

2. 変更の内容

農薬登録申請書第6項「農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法」中、以下を変更し、別紙1【変更後】のとおりとする。

- ①作物名「稲」を追加する。
- ②作物名「稲(箱育苗)」に使用量「高密度には種する場合は1kg/10a(育苗箱(30×60×3cm、使用土壌約5L)1箱当り50~100g)」を追加する。
- ③作物名「稲(箱育苗)」の適用病害虫名「いもち病、ウンカ類、ツマグロヨコバイ、コブノメイガ、イネミズゾウムシ、イネドロオイムシ」に使用時期「は種前」を追加する。
- ④作物名「稲(箱育苗)」の使用時期「は種時(覆土前)~移植当日」に適用病害虫名「フタオビコヤガ」を追加する。
- ⑤作物名「稲(箱育苗)」の適用病害虫名「ニカメイチュウ」の使用時期を「は種時(覆土前)~移植当日」に変更する。
- ⑥作物名「稲(箱育苗)」の使用時期「移植当日」に適用病害虫名「白葉枯病、もみ枯細菌病、穂枯れ(ごま葉枯病菌)、内穎褐変病、イネツトムシ」を追加する。

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

農薬登録申請書第7項「農薬の使用上の注意事項」に3)を追加し、以降を繰り下げ、別紙2【変更後】のとおりとする。

【追加】

- 3) 育苗箱(30×60×3cm、使用土壌約5L)1箱当りに乾粒として200から300g程度を高密度には種する場合は、10a当りの育苗箱数に応じて、本剤の使用量が1kg/10aまでとなるよう、育苗箱1箱当りの薬量を50から100gまでの範囲で調整すること。

別紙 1

6. 農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法

【変更後】

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	オキサリフルビルを含む農薬の総使用回数	ジクロベンチアゾクスを含む農薬の総使用回数
稲 (箱育苗)	いもち病 ウカ類 ツマグロコバイ コブノメイガ イトスズグムシ イトトヨムシ	育苗箱 (30×60×3cm、 使用土壌約5L) 1箱当り50g <u>高密度には種 する場合は 1kg/10a(育苗箱 (30×60×3cm、 使用土壌約5L) 1箱当り 50~100g)</u>	は種時 (覆土前) ~移植当日	1回	育苗箱の 上から 均一に 散布する。	1回	1回
	<u>いもち病</u> <u>ウカ類</u> <u>ツマグロコバイ</u> <u>イトスズグムシ</u> <u>イトトヨムシ</u>	育苗箱 (30×60×3cm、 使用土壌約5L) 1箱当り50g	は種前		育苗箱の 床土又は 覆土に均 一に混和 する		
	<u>コブノメイガ</u>				育苗箱の 覆土に均 一に混和 する		
	<u>ニカメイチュウ</u> <u>フタバヒコヤガ</u>	育苗箱 (30×60×3cm、 使用土壌約5L) 1箱当り50g <u>高密度には種 する場合は 1kg/10a(育苗箱 (30×60×3cm、 使用土壌約5L) 1箱当り 50~100g)</u>	は種時 (覆土前) ~移植当日		育苗箱の 上から 均一に 散布する。		
	<u>白葉枯病</u> <u>もみ枯細菌病</u> <u>穂枯れ</u> (<u>ごま葉枯病菌</u>) <u>内穎褐変病</u> <u>イトトムシ</u>	育苗箱 (30×60×3cm、 使用土壌約5L) 1箱当り50g <u>高密度には種 する場合は 1kg/10a(育苗箱 (30×60×3cm、 使用土壌約5L) 1箱当り 50~100g)</u>	移植当日				
稲	いもち病 ウカ類 コブノメイガ	1kg/10a	移植時		側条施用		

別紙2

7. 農薬の使用上の注意事項

【変更後】

- 1) 所定量を育苗箱中の苗の上から均一に散布すること。なお、葉に付着した薬剤は軽く払い落とすこと。
- 2) 苗を田植え機にのせる際、育苗箱の土壌表面が乾燥している場合は薬剤が落下するおそれがあるため、散布後に葉に付着した薬剤を払い落としした後軽く灌水すること。
- 3) 育苗箱(30×60×3cm、使用土壌約5L)1箱当りに乾糶として200から300g程度を高密度には種する場合は、10a当りの育苗箱数に応じて、本剤の使用量が1kg/10aまでとなるよう、育苗箱1箱当りの薬量を50から100gまでの範囲で調整すること。
- 4) 軟弱徒長苗、むれ苗または苗の生育が不良な場合には、薬害を生じるおそれがあるので注意すること。
- 5) 本田の整地が不均整な場合は、薬害を生じやすいので代かきはていねいにおこない、移植後田面が露出したりしないように注意すること。
- 6) いぐさ栽培予定水田では使用しないこと。また、本剤を処理した稲苗を移植した水田及び隣接した水田ではいぐさを栽培しないこと。
- 7) きく等の他作物に影響を及ぼす場合があるので、薬剤が育苗箱からこぼれ落ちないように散布すること。また、土壌全面に不透水性無孔シートを敷くなど薬剤処理後の灌水による土壌への浸透をさけること。
- 8) 本剤の使用にあたっては、使用量、使用時期、使用方法などを誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上